

第1 貸切使用する場合の使用料

(1) 大体育場使用料

区分		入場料を徴収しない場合			
		アマチュアスポーツに使用するとき		その他の催物に使用するとき	
		使用者が児童生徒のために使用するとき	使用者が児童生徒以外の者のために使用するとき	平日	土曜、日曜、休日
使用料の額	午後前 一九時 ま か で ら	720 円	1,540 円	6,170 円	7,340 円
	午後後 五一時 ま か で ら	820 円	1,740 円	6,880 円	8,250 円
	の午後 時前 五九 間時 以ま か 外 で ら	1,470 円	3,050 円	12,270 円	14,770 円

区分		入場料を徴収する場合					
		アマチュアスポーツに使用するとき		その他の催物に使用するとき			
		使用者が児童生徒のために使用するとき	使用者が児童生徒以外の者のために使用するとき	営利を目的としない催物であるとき		営利を目的とする催物であるとき	
平日	土曜、日曜、休日			平日	土曜、日曜、休日		
使用料の額	午後前 一九時 ま か で ら	1,670 円	3,500 円	11,500 円	13,800 円	23,000 円	27,600 円
	午後後 五一時 ま か で ら	1,920 円	4,030 円	14,380 円	17,250 円	28,750 円	34,500 円
	の午後 時前 五九 間時 以ま か 外 で ら	3,470 円	7,300 円	25,300 円	30,340 円	50,600 円	60,770 円

- 備考 1. この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 2. この表において「児童生徒」とは、小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒(これらの者に準ずるものを含む)をいう。
 3. この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が1時間未満であるときは当該時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、該当端数を1時間とする。
 4. この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
 5. 大体育場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

(2) 小体育場使用料

区分	アマチュアスポーツに使用するとき		その他の催物に使用するとき		
	使用者が児童生徒のために使用するとき	使用者が児童生徒以外の者のために使用するとき	平日	土曜、日曜、休日	
使用料の額	午前 後前 一九 時時 まか でら	190 円	410 円	1,610 円	1,910 円
	後午 後 五 一 時 か ら ま で午	220 円	460 円	1,790 円	2,150 円
	間後午 五前 時九 ま時 でか ら の 外時午	390 円	800 円	3,190 円	3,840 円

- 備考 1 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 2 この表において「児童生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(これらの者に準ずるものを含む)をいう。
- 3 この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が1時間未満であるときは当該時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、該当端数を1時間とする。
- 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

(3) 付属施設・設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額		
		アマチュアスポーツに使用	その他の催事に使用	
トレーニング室	1時間につき	460円	580円	
会議室	1時間につき	280円	410円	
ステージ	1時間につき	280円	410円	
浴室	1回につき	690円	910円	
温水シャワー	1室1時間につき	280円	410円	
電光掲示板	1組1時間につき	460円	580円	
ピアノ	1時間につき	460円	580円	
椅子	1脚1回につき	20円	20円	
放送設備	入場料を徴収しない場合	1時間につき	350円	460円
	入場料を徴収する場合	1時間につき	690円	910円

- 備考 1 この表に掲げる施設(浴室を除く。)及び設備(椅子を除く。)の使用については、使用時間が1時間未満であるときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義するかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 3 放送設備の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

(4) 電気・暖房使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用	その他の催事に使用
照	全館(会議室を除く)	3800円	4950円
	大体育場全燈	2750円	3700円
	大体育場2分の1減燈	1900円	2500円
	小体育場	370円	470円
	ステージ	180円	240円
明	会議室	30円	40円
暖	全館(会議室を除く)	4100円	5350円
	大体育場	2850円	3800円
	小体育場	660円	840円
	会議室	70円	90円
房	特殊電源装置	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	

備考 使用時間が1時間未満であるときは当該時間を1時間とする。

貸切使用における専門学校、大学は一般扱い。

第2 個人が使用する場合の使用料

区分	使用の単位	使用料の額
小学校児童及び中学校生徒	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれの時間の区分ごとに1人につき	50円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生		110円
一般		220円
温水シャワーの使用料	1人1回につき	120円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。